



 復興に向けて 心一つに

4月17日、岩沼西小学校と玉浦小学校のPTAの皆さんなどにより、玉浦小学校の清掃や整備活動が行われました。「多くの児童が被災した玉浦地区のために何かしたい」という西小PTAの想いと、「子どもたちのために早く学校を元に戻したい」という玉小PTAの想いが一つになり、復興に向けて大勢の方々が協力しました。

主な内容

- 特集 東日本大震災 ..... P2~7
- 災害に関する各種お知らせ ..... P8~11
- 平成23年度一般会計予算等の概要 ほか ..... P12
- 5月の相談 ほか ..... P13
- その他各種お知らせ ..... P14~15
- 市民図書館開館、各公共施設の状況 ほか ..... P16

《市のホームページをご覧ください！》

市のさまざまな情報を掲載しています。  
URL <http://www.city.iwanuma.miyagi.jp/>

《エフエムいわぬまをお聴きください！》

災害時は、エフエムいわぬま (77.9 メガヘルツ) から情報をお伝えします。  
問 / ☎ 23-5080



# がんばろう！岩沼

## ふるさと岩沼の復興に向けて

岩沼市災害対策本部長  
岩沼市長 井口 経明

あのいまわしい未だに信じがたい上空前の大惨事をもたらした東日本大震災。3月11日午後2時46分、決して忘れることはできません。あれから1カ月半あまり。悲しさに胸が張り裂けんばかりでした。何の罪もない多くの市民の皆さんが、考えてもみなかった大津波にのまれ、命を落としてしまわれました。

しかし、私たちは決してあきらめません。あきらめることはできません。避難所での不自由な生活で体調を崩す人もおられます。時折、強い地震、余震も続きます。精神的にも疲れます。しかしながら、どんな逆境にあってもしっかりと生き続けなければなりません。岩沼は他に比べ犠牲となられた方の数は少ない、被害は小さいと言われる。しかし、一人の命でも何ものにも代えがたい重みがあります。長い年月をかけて作り上げた集落が、共同体が、命とともに失われた事実は極めて深刻な状況です。

南国市から尾花沢市からナパ市からドーバー市から、全国各地いや世界から心温まるお見舞いや救援物資など大変な励ましをいただきました。ありとあらゆる人々からの善意をお届けいただきました。警察や消防のみならず、自衛隊の皆さんには救助捜索、道路の啓開、倒壊家屋・車・がれきの撤去、そして炊事や給水支援など、可能なことは何でもしていただいております。あらためて人々のやさしさを温かさを

感じました。人間のすばらしさを感じました。「今の若い人は」と言われませんが、黙々とボランティアとして取り組む姿にまだまだ日本はしっかりしていると思わずにはいられません。小・中学生も負けていませんでした。後片付けの手伝いをしたり、募金を呼びかけたり、弟妹の面倒を見たり、まさに私たちの希望の星です。比較的被害の少なかつた中央部や西部地区の皆さんも大変な状況を理解し、それぞれに救援の手をのべてくださいました。

市民の皆様と共に犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りし、また被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

まさしく命をかけて避難誘導に務められ、多くの命を救いつつ自らの命を落とされた警察官、消防団員、市職員に深く感謝申し上げます。二度と繰り返しません。道は厳しく険しくとも知恵と力を集め、一日も早く復旧復興の道筋をつけることを誓いたいと思います。市制施行40周年。改めてすばらしい今日の岩沼を築いていただいた先人のご労苦を思い、敗れることなくひるむことなく、艱難辛苦を共に乗り越え、よりよい岩沼を作り上げていくことを広く宣言します。

がんばろう、岩沼。そして、決してあきらめません、ふるさと岩沼。

(4月11日放送)



▲地震発生後すぐに災害対策本部を設置



▲東内閣府副大臣、村井県知事が来庁



▲避難所で、地区の代表者に対し、仮設住宅などの説明会を行いました

## 岩沼市の主な被害状況

(記述のないものは4月20日現在の数字です)

地震規模：平成23年3月11日(金) 午後2時46分 マグニチュード9.0 震度6弱(三陸沖)

●死者数など 死者132人、行方不明者14人

●火災発生状況 1件

●避難者

区分	最高時(3月14日)	4月20日現在
避難者数	7,214人	492人
避難所数	32カ所	3カ所



●住宅(家屋推計) 全半壊(流出含む)約500棟  
床上浸水 約1,000棟

●浸水面積 約29km<sup>2</sup>(国土地理院発表の概略値)  
岩沼市の面積(約61km<sup>2</sup>)の約48%

●ライフライン

区分	地震後の被害状況	復旧状況
電気	全戸停電	3月14日より東部地区の一部を除き復旧
水道	全戸断水	3月18日より一部地域での通水を開始し、順次本格通水。4月20日現在の復旧率は、給水人口ベースで99.6%
下水道	県の終末処理場「県南浄化センター」が全壊し、完全復旧まで最低でも2年かかる見通し。ただし、現在は仮復旧により使用可能。	



●主要道路の通行止め

市内の通行規制は、通行止めが8カ所、片側交互通行が2カ所です。(4月15日現在)

●道路などの被災箇所数

道路…162路線 234カ所

橋梁…16カ所 橋梁護岸…17カ所(4月15日現在)

●農業

東部地区の農地の大半が津波により冠水し、また、貞山堀沿いに設置されていた3カ所の排水機場も壊滅的な被害を受けました。

●商工業

矢野目工業団地と二野倉工業団地にある約200の企業が、津波により甚大な被害を受けました。



▲ビニールハウスが損壊し、農地には海水が



▲車やがれきが敷地内を埋め尽くす(二野倉工業団地)

### ◆余震が断続的に発生しています 今後も津波に十分ご注意ください◆

今後、津波警報が発令された場合、次のような広報を行いますので、仙台東部道路より東側に居住されている方や事業所にお勤めの方は、速やかに安全な場所に避難してください。

①消防車両による広報巡回

②消防サイレンを鳴らします

(20秒吹鳴～5秒停止を10回)

※解除された場合は、40秒サイレンを鳴らします。

問/災害対策本部

#### 避難場所

玉浦小学校、玉浦中学校、岩沼小学校、  
岩沼中学校、岩沼南小学校、岩沼北中学校、  
市民会館、総合体育館(ビッグアリーナ)

# 大津波により沿岸部に甚大な被害



▲津波で横になぎ倒された松林



▲津波を受け倒壊した家屋



▲15時57分で動きを止めた時計  
(巨理名取共立衛生処理組合)



▲大津波の直撃を受けた老人福祉センター千寿荘



▲車やがれきが散在する航空大学校付近



▲さまざまな団体が避難所などで炊き出し



▲全国各地から届けられたたくさんの支援物資



▲多くの自動車が流された仙台空港前

## 震災後に行った 主な応急対策

### ◆搜索活動と災害復旧活動

地震発生後から連日、海岸一帯を中心に、消防と自衛隊により搜索活動や通行障害物の除去などが行われました。陸上自衛隊第33普通科連隊(三重県津市久居)を中心に、約500人体制で懸命に支援していただきました。流木やがれきなどの撤去については、自衛隊に加えて岩沼建設産業同友会などの皆さまのご協力をいただきました。また、関係する皆さまのご理解をいただき、自衛隊の重機の投入により、がれきなどを取り除き、不明者の搜索を行いました。

浸水地域の排水については、土地改良区の排水作業に加え、国土交通省からのポンプにより、東部一帯の排水を行っていただきました。

### ◆食料・物資配給

避難所に対し、炊き出しによるおにぎりと、水の配給を行ったほか、多くの企業や団体などから支援して

マグニチュード

# 東日本大震災 M9.0 市内で震度 6 弱



▲▶自衛隊や消防による搜索活動。がれきや壊れた家の中などに救助を求めている人がいないか搜索



▲津波により県道岩沼海浜緑地線が分断

▶潜水士が貞山堀などを搜索



▶約1km以上西に流された県南浄化センターのガスタンク



▲津波で破壊された堤防

**◆緊急生活支援金の支給**  
今回の地震で被災された市民の皆さんに、当面の生活費として「緊急生活支援金」を支給しました。家屋の全壊・半壊または床上浸水の被害を受けたら皆さまに世帯ごとに2万円もしくは3万円を支給しました。

**◆医療・保健活動**  
救護所を保健センターに開設。市医師会、市歯科懇話会、岩沼薬剤師会、日本赤十字社はじめさまざまな医療チームや大阪市の支援を受け、避難所への巡回診療・健康相談を行いました。

**◆トイレ対策・入浴支援**  
仮設トイレを市役所前広場・保健センター前・市民会館前・総合体育館前・岩沼小学校に設置しました。また、グリーンピア岩沼での無料入浴サービスを実施しました。

いただいたパンなどの食料、毛布、下着・靴下などの衣類、歯ブラシなどの生活関連用品のほか、さまざまな物資を配給しました。

# ライフラインが停止 市内各所で長蛇の列



▲南国市からの給水支援



▲雪が降る中、給水を待つ市民



▲給水所に長蛇の列



▲岩沼小プールの水も生活水として使用



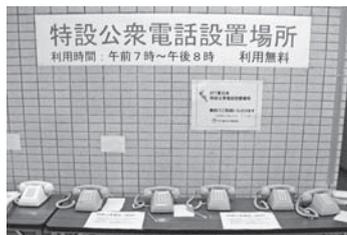
▲電車の運行情報を駅で確認



▲スーパーなどには多くの市民の並ぶ姿



▲避難所での生活



▲市役所に設置された特設公衆電話



▲ガソリンスタンドにも、連日長蛇の列

市民の皆さんに情報をお知らせしました。



**◆情報の伝達**  
地震発生直後から、エムいわぬまで災害情報や生活関連情報などを放送。井口市長自ら毎日情報を発信しました。また、ラジオやテレビなどの報道機関を通じた広報、ホームページでの広報、避難所や市役所の掲示、広報いわぬま災害臨時号の発行などで、市民の皆さんに情報をお知らせしました。

**▼下水道**  
各家庭などからの汚水を処理する県の終末処理場「県南浄化センター」は全壊し、完全復旧まで最低でも2年かかる見通しで、現在は仮復旧により下水の上澄みを塩素で消毒し、放流している状況です。節水にご協力をお願いします。

**◆ライフライン**  
**▼水道**  
断水に対応するため、地震発生翌日の3月12日から給水を行いました（最大で市内6カ所）。

**◆道路**  
市道の路面陥没や亀裂などの応急復旧作業を継続しています。

**◆住宅等の応急対策**  
**▼地震等被災建築物応急危険度判定**  
被災し亀裂等を生じた建築物・宅地による二次災害の軽減、防止を図るために、東部道路から東側貞山堀までの区域における被災建築物および宅地の「応急危険判定」作業を実施しました。

**▼被災住宅相談窓口の開設**  
被災住宅の耐震や応急修理等に関して、4月21日に建築士による相談窓口を開設しました。

**◆応急仮設住宅の建設**  
里の杜駐車場・多目的広場にプレハブ住宅を建設しています。これに県で借り上げた民間賃貸住宅、公営住宅（県営・市営など）を加えた「応急仮設住宅」の入居申込の受け付けを4月5日～15日の期間に行いました。



▲庁舎前の広場に掲示された災害写真など



▲生活再建の第一歩としての応急仮設住宅

**◆生活再建支援**  
市独自の支援制度も含めた生活支援の各種制度に関する「被災者総合相談窓口」を開設し、被災者の生活再建に向けた情報提供などを行いました。

**◆廃棄物処理**  
生活ごみや災害ごみを、収集可能地域から順次収集しています。



▲ベガルタ仙台の久保剛志選手(岩沼市出身・写真中央)によるチャリティーサッカー教室。久しぶりに体を動かした子どもたちの顔には笑顔が。この教室で集まった義援金や衣類などの支援物資が災害対策本部に届けられました



▲被災した東保育所の園児が多く入所しているはるかぜ保育園にドラえもんが登場。皆笑顔で楽しく過ごしました



▲総合体育館で映画上映

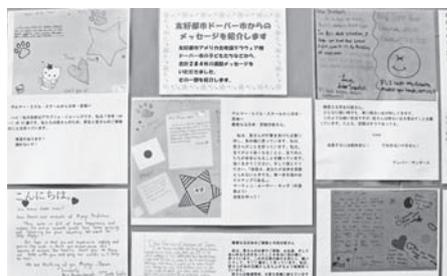


◀尾花沢市からそばの振る舞い

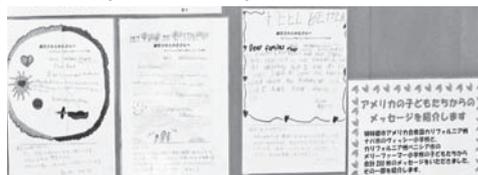


▲岩沼西中の生徒有志が道路沿いでごみ拾い。身近なところから、地域の力になると実施

## あたたかい支援の輪 復興に向けて…



▲▼ナバ市・ドーバー市からのメッセージ



▲尾花沢小学校の皆さんからのメッセージ



◀高知県南国市から折鶴と子どもたちからのメッセージ



▲村井嘉浩県知事が避難所の市民会館と総合体育館を訪問。一人ひとりに声をかけていました



▲玉浦小学校に避難していた方々などで、小学校をきれいに掃除



▶市市民会館で陸上自衛隊第10師団音楽隊がコンサートを開催



▲第296米陸軍音楽隊の皆さんによるロビーコンサート(市民会館)。避難者は、「避難所にいると暗いニュースをテレビで見るばかり。久しぶりに明るい気持ちになった」と話していました



▲北海道の下水道災害復旧支援チームが、下水道調査を支援

▶東北楽天ジュニアコーチによる野球教室。元気いっぱいの子どもの笑顔



# 災害に関する各種お知らせ

## 被災された方々への主な支援制度の申請を受け付けます

相談・受付期間／5月15日(日)まで 9時～16時 場所／市役所6階 第1会議室

制度の名称	支援の内容	対象となる方	準備していただくもの	担当課												
災害弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生計維持者が死亡した場合：500万円</li> <li>○その他の者が死亡した場合：250万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害により死亡した方（被災時に岩沼市に住所を有していた方等）のご遺族</li> <li>○支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受領される方の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書等）</li> <li>○死亡診断書（検案書）等の写し</li> <li>○振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）</li> <li>○印鑑</li> </ul>	会計課 (☎内線211)												
災害障害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○250万円または125万円を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害により、重い障害を受けた方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○診断書（指定様式）</li> <li>○振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）</li> <li>○印鑑</li> </ul>													
岩沼市自然災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住居が全壊（流出を含む）10万円、半壊5万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然災害発生時に市内に住所を有していた方のうち、災害によりその住居に被害を受けた世帯の世帯主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○り災証明書</li> <li>○振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）</li> <li>○印鑑</li> </ul>	社会福祉課 (☎内線355)												
被災者生活再建支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅が全壊等または大規模半壊した世帯（住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じたため住宅を解体せざるを得ない場合等も含む。）</li> <li>○支給額は、以下の2つの支援金の合計額（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</li> </ul> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計200万円まで。補修を行う場合は、合計100万円までとなります。</p>	住宅の被害程度	全壊		大規模半壊	支給額	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	大規模半壊														
支給額	100万円	50万円														
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）													
支給額	200万円	100万円	50万円													
住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害により全壊、大規模半壊または半壊した住宅を岩沼市が業者に依頼し一定の範囲内で応急修理する。</li> <li>○住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の修理。</li> <li>○修理限度額は、1世帯当たり52万円（補助金ではありません。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象世帯は、以下の全ての要件を満たす世帯となります。</li> <li>①全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けたこと。</li> <li>②応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないことなど。</li> <li>○所得制限等</li> <li>前前年の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当する世帯が対象です。※ただし、全壊または大規模半壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。</li> <li>①世帯全体の年収が500万円以下の場合</li> <li>②世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯</li> <li>③世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上または要援護世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅が半壊以上の被害を受けたことが確認できるり災証明書</li> <li>○住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録原票記載事項証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書類</li> <li>○世帯の前前年の総所得金額が確認できる市町村が発行する証明書類（※）</li> <li>○要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類（※）</li> <li>○印鑑</li> <li>※大規模半壊以上の被害を受けたことが確認できる場合は不要</li> </ul>	都市計画課 (☎内線424)												

※なお、上記の申請の際、義援金申請も受け付けますので、詳しくは会場でお問い合わせください。  
問/社会福祉課 (☎内線355)

# 災害に関する各種お知らせ

**災害援護資金の貸付** 次の①～③のいずれかに該当する場合、世帯主に生活立て直しのための資金を貸し付けます。

①世帯主が災害により負傷し、療養期間1カ月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊または全壊・流出

貸付限度額	(1). 世帯主に1カ月以上の負傷がある場合 ⑦当該負傷のみ150万円 ⑧家財の1/3以上の損害250万円 ⑨住居の半壊270万円 ⑩住居の全壊350万円	世帯人数	所得制限あり (平成21年の総所得金額)	◆必要なもの ○平成21年の所得証明書 ○り災証明書 ○印鑑および印鑑証明書 ○世帯主の負傷による借入の場合は医師の診断書(指定様式) ○岩沼市内に居住する保証人(保証人の印鑑および印鑑証明書)
	(2). (1)以外の場合 ⑦家財の1/3以上の損害150万円 ⑧住居の半壊170万円 ⑨住居の全壊(⑩の場合を除く)250万円 ⑩住居全体の滅失または流失350万円		1人	
貸付利率	年3%(据置期間は無利子)	2人	430万円	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	3人	620万円	
償還期間	10年以内(据置期間を含む)	4人	730万円	
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加算。※住居滅失の場合1270万円	

申請受付/市役所6階 第1会議室(9時~16時) 5月1日(日)~15日(日) 問/会計課(☎内線211)

## 災害住宅手当(家賃補助)

制度の名称	支援の内容	対象となる方	準備していただくもの
災害住宅手当	家賃を補助 ※会社等から支給される住宅手当を差し引いた額 ※月3万円が上限 ※2年間を限度	○次のすべての要件を満たす世帯となります。 ①災害発生時に岩沼市に住所を有していること。 ②住宅が全壊または大規模半壊した方(住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じたため、住宅を解体せざるを得ない場合等を含む)。 ③災害発生時から平成24年3月末日までの間に賃貸住宅契約を締結し、現に居住していること。 ④応急仮設住宅等を利用しないこと。 ⑤生活保護法に基づく被保護者でないこと。 ⑥本人および生計を一にする同居親族のいずれもが、居住可能な住宅を所有していないこと。	○り災証明書 ○賃貸住宅契約書の写し ○住民票(世帯員全員)の写し ○振込口座の通帳の写し ○印鑑

申請受付/市役所6階 第1会議室(9時~16時) 5月1日(日)~15日(日) 問/社会福祉課(☎内線355)

## 平成22年度分 市税等の納税通知書の発送について

3月15日および4月15日に発送を予定していた平成22年度分の市・県民税、国民健康保険税、介護保険料と後期高齢者医療保険料の納税通知書については、震災のため発送を見合わせていましたが、3月15日発送予定分は納期限を5月31日に、4月15日発送予定分は6月30日にそれぞれ延長した上で、5月上旬に発送します。問/税務課(☎内線243)

## 市税等の減免について

震災により、住宅家屋につき全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに該当する損害を受けられた納税義務者については、市税等の減免制度を適用する予定となっています。そのため、現在、新たに東日本大震災による災害被害者に対する減免に関する条例を策定する準備を行っています。手続き等の詳細が決まり次第、広報等でお知らせします(市・県民税、固定資産税、国民健康保険税等)。

問/税務課(☎内線243~248)

## 平成23年度 市税等の納期の変更について

震災により、国税庁では当面の対応策として、多大な被害を受けた地域について、所得税・贈与税の申告納付の期日を延長しました。市としても、被災された納税義務者の皆さまの状況等から、混乱を来さぬよう市税等の納期限を変更する予定です。期限等は、決まり次第広報等でお知らせします。問/税務課(☎内線249)

## 被災した軽自動車等の軽自動車税の課税停止について

震災で使用できなくなったり、所在不明となった軽自動車(軽四輪自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車、農耕用トラクター等)については、届出により平成23年度分の軽自動車税の課税を停止します。該当する軽自動車等がある場合は、市役所2階の税務課窓口までお申し出ください。(窓口までお越しただけでない場合は、電話にてご連絡ください。)

なお、使用不能、または所在不明となった軽自動車等については、登録を抹消する廃車手続きが必要となります。

本来、軽自動車税は、4月1日に登録されている軽自動車等に課税されますが、震災により被災した軽自動車等の廃車は4月1日以降に手続きをされた場合であっても、3月11日に廃車されたものとし、軽自動車税の納税通知書が届いた後でも、この度の震災による廃車の手続きは可能です。下記の窓口で廃車の手続きをしてください。

車種	手続き場所
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕作業用等)	市役所2階 税務課 (☎内線244)
軽自動車 (軽二輪、三輪、四輪)	宮城県軽自動車協会 仙台市宮城野区苫竹四丁目 2-20 ☎022-232-5724
小型二輪(251cc以上)	東北運輸局 宮城運輸支局 仙台市宮城野区扇町三丁目 3-15 ☎050-5540-2011

## 上下水道料金の取り扱いについて

3月分 (2月使用分)	3月分(2月使用分)の請求は震災の影響で行っていませんので、金融機関等の窓口でお支払いの方は5月16日に水道料金等納入通知(請求)書で請求させていただき、口座振替の方は5月26日に引き落としさせていただきます。	
4月分 (3月使用分)	すべての水道使用者の基本料金、水量料金ともに免除します。	
5月分 (4月使用分)	東部道路の西側の区域にお住まいの方	通常どおり5月16日に水道料金等納入通知(請求)書で請求させていただきます。口座振替の方は5月26日に引き落としさせていただきます。※3月分(2月使用分)と一緒に引き落としとなります。
	東部道路の東側の区域にお住まいの方	基本料金、水量料金ともに免除します。

問/水道事業所 (☎内線 459)

## り災証明書等の申請・交付について

震災で住宅などの建物が壊れた方が、損害保険、税の減免や融資などの手続き、また、各種支援制度を利用する場合の「り災証明書」や住宅以外に関する「被災届出証明書」の交付申請受付を行っています。

①受付時間：9時～17時15分(土・日、祝日は除く)

②用意いただくもの

- ・印鑑(無い場合は拇印でかまいません。)
- ・本人が確認できるもの(運転免許証、保険証など)
- ・委任状(証明願人本人が申請する場合は必要ありません。)
- ・被害状況写真(り災証明(事業用)の方のみ)

③対象

**【一般の方】受付場所：市役所2階 税務課窓口**

申請後に被害状況の調査を行い、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4つのランクで判定し、後日郵送にて交付しています。(被災地区によっては、即日交付する場合がありますが、郵送には2週間程度を要します。また、「被災届出証明書」については、被災地区に関わらず即日交付しています。)

り災証明	住家の被害程度を証明します。調査が必要な場合は、調査後に証明書を郵送します。
被災届出証明	門や塀などの住家の付帯物や自動車、家財等について、被害届があったことを証明します。

問/税務課 (☎内線 247・248)

**【事業主の方】受付場所：市役所3階 商工観光課窓口**

震災により事業資産に被害を受けた事業主の申請に基づき、り災証明書の交付を行っています。り災証明書は、申請後に現地調査を行い、後日郵送により交付します。なお、現地調査前に修繕等をされる場合には、修繕前の写真を添付してください。 問/商工観光課 (☎内線 322・323)

## 介護サービス利用者の利用者負担について

震災により、本人または生計維持者が所有する住宅に著しい損害を受けた方等、一定要件に該当する方は、5月末までの利用料の支払いが猶予されます。猶予された利用料については、後日改めて減免の申請を受け付けます。対象となる方へのお知らせと手続き等については、ご利用の介護サービス事業所を通じてお知らせします。

問/介護福祉課 (☎ 24-3016)

## 介護保険被保険者証について

要介護認定を受けている方については、介護保険被保険者証を紛失したこと等により介護サービス事業者等に提示できない場合でも、氏名、生年月日、住所を申し立てることにより、介護サービスを受けることができます。

問/介護福祉課 (☎ 24-3016)

## 津波により放置されている自動車について

市が保管または保管予定の車両については、市のホームページや市役所1階掲示板等で告知していますので、所有する車両のナンバーがあった場合は、名前と連絡先をお知らせください。

現在、車の所有者が車両や状態などの確認ができるよう準備を進めていますので、車の公開期間および引渡し方法が決まりましたら、市のホームページや市役所1階掲示板等で告知します。 問/土木課 (☎内線 415)

## 津波による流木や土砂および車の撤去について

震災に伴う津波による、流木や土砂などについては、災害廃棄物として岩沼市が撤去しています。震災後の復興活動の妨げになることから、道路の確保を優先的に行っていますが、引き続き住宅や事業所などの宅地についても順次行っていきます。住宅や事業所などについては、可能なかぎり、木材・金属類などの分別を行い、敷地内で集積の協力をお願いします。

なお、車両も合わせて撤去しますので、撤去の必要のない車両については、車に『撤去不要』と表示をお願いします。 問/土木課 (☎内線 415)

## (1) 生活ごみの収集について

蒲崎・新浜・長谷釜・二野倉・相野釜・藤曽根地区を除く市内全地区で、有害・危険物ごみを除くすべてのごみを「ごみカレンダー」どおり収集しています。

※資源ごみのうち、コンテナ収集を行っていた缶やびん、せとの等はコンテナの確保ができないため、当分の間、リサイクル袋での収集にご協力をお願いします。

## (2) 災害ごみの収集について

順次作業を進めていますが、量が膨大なため、作業は困難を極め、予想以上に時間がかかっています。できるだけ早い撤去に向けて取り組んでいます。なお、津波による被害を受けた東部地区の各家庭から排出される災害ごみは、順に収集しています。ごみの出し方については、燃えるごみ（生ごみ、紙くず、濡れた雑誌など、できるだけ袋に入れる）と粗大ごみ（畳、布団、家具、電気製品等）に分け、ごみ集積所には出さず、分別して道路に面した自宅敷地内で保管していただきますようお願いいたします。

収集にあたっては、収集車両の手配の関係で燃えるごみと粗大ごみ・電気製品は別々に回収していますのでご了承願います。

## (3) 災害ごみ等の自己搬入について

家庭からの災害ごみの個人での持込が可能な方は、仮置き場まで搬入をお願いします。

- ①搬入場所：寺島字川向 45-53 亙理名取共立衛生処理組合事務所の北側隣接地の仮置き場（南浜中央病院東側）
- ②受入ごみ：㊦粗大ごみ（畳、布団、机、家具等）
  - ①電気製品（テレビ、洗濯機、冷蔵庫等）
  - ②ブロック、瓦、コンクリートくず※燃えるごみは、持ち込みできません
- ③搬入時間：9時～12時、13時～16時

## 拾得物（津波による流失物）の展示について

心当たりのある品がありましたら、係員に申し出てください。

開設日時／10時～15時 当分の間

月曜日～金曜日（土・日、祝日は除く）

場所／旧勤労青少年ホーム（保健センター南隣り）

※変更になる場合があります

展示品／写真、アルバム、位牌など（通帳などの有価物を除く）

問／災害対策本部

## 市民バスについて

市民バスは、運行可能な区域で再開しています。

①運行時間：バス時刻表どおり

②運行路線：大師線、西部線、南長谷線、南北線は全線運行

※東部地区では運行ルート確保が難しい状況にありますので、以下のとおりの運行となりますが、道路等の復旧状況により、順次通常ルートに広げています。

- ・空港線：相野釜、千寿荘を除く全線での運行
- ・二野倉線：玉浦小学校前での折り返し運行（西土手、恵洪寺、林住宅西口のルートは通行可能）
- ・納屋線：曲戸（まがと）での折り返し運行

③バス料金：4月29日（金）から通常料金

問／生活環境課（☎内線 333）

## 震災による児童扶養手当の特例措置について

### ◇現在、全部停止や減額されている方

ひとり親の方で、現在所得制限により全部停止になっている方や減額されている方の中で、今回の震災により受給者、扶養親族が所有する住宅・家財などの財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方は、支給対象になります。

提出書類／児童扶養手当被災状況書など

### ◇新規で認定請求ができる方

児童の母もしくは父、または養育者が震災により生死が明らかでない場合は、認定請求ができますので、ご相談ください。

問／子ども福祉課（☎内線 396）

## 住民票・所得証明書の無料交付について

被災された方が、災害に関連した手続きのため、住民票の写しや所得証明書を必要とされる場合は、り災証明書または被災届出証明書を提示いただくと、当分の間、交付手数料が無料となります。請求される際に、市民課窓口でお申し出ください。問／市民課（☎内線 227）

## 市外から避難されている皆さまへ

市外から岩沼市内に避難されている方の現在の居住地の情報提供を受け付けています。

その情報を避難前にお住まいの県や市町村に提供することにより、災害に関する手続き等のお知らせを受け取ることができます。

詳しくはお問い合わせください。

受付・問／市民課（☎内線 227）

# 平成23年度予算の概要

平成23年度各種会計予算が、2月から3月に開かれた平成23年第1回市議会定例会で可決、成立しました。23年度予算の概要について皆さんにご紹介します。(一部端数を調整)

## 一般会計予算総額 140億5,500万円

予算総額は、歳入歳出とも140億5,500万円で、新図書館や南部地区総合福祉プラザの建設事業が平成22年度で完了したことなどにより、対前年度比10.1%の減となりました。

平成23年度は、東日本大震災に伴い、緊急・即応の観点から柔軟に予算対応を行う必要があります。当初予定している事業の執行停止や延期などの対応も必要な状況となっています。

### 【歳入】

科目	予算額 (万円)	構成比 (%)	前年度比 (%)
市税	63億 701	44.9	0.7
繰入金	6億 227	4.3	▲47.9
使用料および 手数料ほか	6億 7,157	4.8	5.7
地方交付税	18億 2,000	13.0	20.9
国庫支出金	19億 8,782	14.1	▲1.4
県支出金	8億 1,958	5.8	8.8
市債	11億 820	7.9	▲57.0
地方譲与税ほか	7億 3,855	5.2	2.5
計	140億 5,500	100.0	▲10.1

### 【歳出】 目的別

科目	予算額 (万円)	構成比 (%)	前年度比 (%)
議会費	2億 4,953	1.8	29.9
総務費	17億 7,076	12.6	▲25.1
民生費	50億 8,134	36.1	▲7.5
衛生費	11億 3,674	8.1	18.9
労働費	5,243	0.4	▲16.7
農林水産業費	4億 1,400	2.9	2.9
商工費	2億 3,433	1.7	17.4
土木費	19億 1,602	13.6	▲11.1
消防費	4億 2,066	3.0	▲7.1
教育費	15億 9,167	11.3	▲26.9
災害復旧費	0	0.0	0.0
公債費	11億 5,259	8.2	1.5
諸支出金	2,493	0.2	▲1.3
予備費	1,000	0.1	0.0
計	140億 5,500	100.0	▲10.1

### 特別会計予算

事業名	予算額 (万円)	前年度比 (%)
国民健康保険事業	39億 7,663	0.8
後期高齢者医療	3億 3,946	▲3.4
介護保険事業	27億 9,634	10.0
公共下水道事業	18億 2,527	11.6
農業集落排水事業	1億 440	0.8
合計	90億 4,210	5.3

### 企業会計予算

事業名		収益的収支 (万円)		資本的収支 (万円)	
		収入	支出	収入	支出
水道事業	収入	12億 1,420		2億 5,628	
	支出	12億 51		7億 1,863	
特別都市下水道事業	収入	1億 5,602			—
	支出	1億 3,753		1億 973	

## 岩沼市社会福祉協議会からのお知らせ

### ◆臨時の無料法律相談

日時／5月7日、14日、21日、28日(いずれも土曜日) 10時～15時  
場所／総合福祉センター 予約・問／岩沼市社会福祉協議会 (☎ 29-3711)

### ◆ボランティアの派遣依頼について

被災者宅等(赤紙家屋を除く)の片付け作業などに災害ボランティアセンターからボランティアを派遣しています。手伝いを必要とする方は、お申し込みください。また、ボランティアの募集をしています。詳しくはお問い合わせください。

申込・問／岩沼市社会福祉協議会 岩沼市災害ボランティアセンター  
(☎ 080-5949-7541 または ☎ 080-5949-7542)

# 5月の相談

問い合わせは、  
岩沼市役所 ☎ 22-1111・☎ 24-0897へ

<b>人権</b>	人権に関すること
内線642 さわやか市政推進課	9日(月) 13:00~16:00 市役所2階市民ホール相談室(内線235) ※当日は電話による相談も受け付けます
<b>行政</b>	国や県に対する苦情・要望
内線642 さわやか市政推進課	10日(火)・17日(火) 9:00~15:00 市役所2階市民ホール相談室(内線235)
<b>心配ごと</b>	生活上でのいろいろな心配ごと
内線642 さわやか市政推進課	6日(金)・12日(木)・19日(木)・26日(木) 9:00~15:00 市役所2階市民ホール相談室(内線235)
<b>消費生活</b>	消費生活に関する相談
内線323 商工観光課	毎週月・水・金(祝日除く) 9:00~15:00 市役所2階市民ホール相談室(内線235) (6日(金)と9日(月)は3階商工相談室)
<b>税務</b>	税金に関すること
内線243 税務課	7のつく日 9:00~15:00 休日は翌日 土曜日は翌々日 市役所2階市民ホール相談室(内線236) ※5月は9日(月)、17日(火)、27日(金)です
<b>在宅介護・介護予防</b>	高齢者の介護・介護予防などに関すること
<b>高齢者虐待防止</b>	高齢者の虐待・権利擁護・介護者支援の相談・通報
☎24-3016 介護福祉課	西小学区：岩沼西地域包括支援センター(☎36-7266)、岩小学区：岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター(☎25-6834)、南小学区：南東北地域包括支援センター(☎23-7543)、玉小学区：マリンホーム地域包括支援センター(☎080-6043-4940)
<b>家庭児童</b>	家庭など児童に関すること
内線395 子ども福祉課	平日8:30~16:30 市役所3階子ども福祉課

<b>母子・寡婦家庭</b>	母子・寡婦家庭生活に関すること
内線352 社会福祉課	23日(月) 10:00~15:00(前日まで要予約) 仙台保健福祉事務所岩沼支所相談室(中央3丁目1-18) 予約電話 ☎022-363-5507
<b>身体障害者(児)</b>	しょうがいふくし そうだんかい
内線352 社会福祉課	身体障害者(児)の生活などに関する相談 5月の相談はありません。 岩沼市身体障害者福祉協会相談員:寺門(☎24-4243)
<b>障害者(児)</b>	障害者(児)の生活など
☎24-1712 指定相談支援事業所 ぱれっと	平日9:00~17:00 要電話予約 中央2丁目5-26
<b>生活困窮</b>	生活保護制度およびその社会保障制度に関すること
内線353・354 社会福祉課	平日8:30~17:15 市役所3階社会福祉課
<b>子育て</b>	子育てに関すること
①☎21-7534 ☎22-3087 ②☎080-1660-1071	①地域子育て支援センター(岩沼保育園) 平日10:00~15:00 ②子育て支援センター(岩沼みなみプラザ) 平日 9:00~17:00
<b>ふれあい福祉相談</b>	福祉・生活などに関すること
☎29-3711 市社会福祉協議会	一般相談 平日8:30~17:00 (総合福祉センター内)
<b>青少年</b>	学校・家庭生活・異性問題や交友関係など
<b>教育</b>	不登校・いじめなど
青少年室・教育相談センター 平日9:00~16:00(昼の1時間除く) ヤングテレホン相談員専用電話☎22-3333	

## 水道 休日当番

※休日当番での給水装置の修繕などは、すべて有料です。  
※業務時間は、8:00~17:00  
時間外は玉崎浄水場(☎22-3345)までご連絡ください。

- 1日(日) 株式会社設備工業所 ☎22-1451
- 3日(火) 有限会社栄設備 ☎22-4464
- 4日(水) 有限会社森久設備 ☎22-0450
- 5日(木) 有限会社ウオーテックヤオヤ ☎22-2417
- 7日(土) 有限会社堺水道工業所 ☎22-2835
- 8日(日) 相原水道工業所 ☎22-0346
- 14日(土) 有限会社藤正施設 ☎24-3209
- 15日(日) 有限会社小島設備工業所 ☎22-1997
- 21日(土) フライ設備 ☎24-0886
- 22日(日) 有限会社シンコウ設備工業 ☎24-0431
- 28日(土) 高橋工業 ☎23-3794
- 29日(日) 株式会社小野配管 ☎22-2860

## 岩沼市の行政相談委員の紹介

〈再任〉佐藤 千代子さん(桜第一東)  
〈再任〉菊地 善二郎さん(土ヶ崎第二)  
4月1日付けで、総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。任期は2年です。

## 5月の保健事業について

今月号は、けんこうチェック、休日急患当番医、休日歯科診療の掲載はありません。広報いわぬま災害臨時号②(4月15日発行)と一緒に配布しました「5月・6月の保健事業日程のお知らせ」をご覧ください。  
問/健康増進課(☎内線345~349)

## 広報いわぬまの「みんなのひろば」を6月号から再開します

市民手作りの催しやサークル会員募集の情報などをお知らせする「みんなのひろば」へ記事掲載を希望する方は、5月9日(月)まで、さわやか市政推進課(☎内線644・☎22-2143・✉kouhou@city.iwanuma.miyagi.jp)へご連絡ください。

※いあるまちの市役所情報は、6月から再開します。

## その他各種お知らせ

### 岩沼みなみプラザがオープンしました!

岩沼市南部地区総合福祉プラザ(愛称:岩沼みなみプラザ)の業務を開始しました。

岩沼みなみプラザは、岩沼南小学校に隣接し、南児童館・すぎのご学園・子育て支援センター・ふれあいサロンの4つの福祉機能を持つ複合施設です。これから、たくさんの方々にご利用いただけるよう運営していきます。

問/岩沼みなみプラザ

(桑原4丁目6-70 ☎080-1660-1071)  
子ども福祉課  
(市役所3階☎内線396)

### みんなで助け合おう! ファミリー・サポート・センター 登録必須講座を実施します

震災による片付けなどで、お子さんの預かりを依頼したい方々のために、お子さんを預かる「協力会員」になりませんか。「協力会員」としての必須項目の講座を実施します。

子育て応援者養成講座などを修了した方、有資格の方々が対象で、講習期間は5月25日(水)、27日(金)、6月1日(水)の3日間、内容は「子どもの病気について」などを予定しています。

子育てのお手伝いの輪に、加わってみませんか。

問/岩沼みなみプラザ子育て支援センター(☎080-1660-1071)  
※市内児童館(センター)や保健センター、子ども福祉課にあるチラシもあわせてご覧ください。

### すぎのご学園ボランティア募集

小学校入学前の発達が気になるお子さんが、保護者と一緒に通園する施設です。行事の際、お手伝いをしてくださる方を募集します。

募集期間/5月9日(月)~20日(金)  
申込・問/すぎのご学園(岩沼みなみプラザ内) ☎080-1660-1071

### 新行政区長の紹介(4月1日付け)

里の杜南 高野 誠治 さん

### 北児童センター・南児童館 子育て支援事業

乳幼児を持つ親と子の遊びや催しを通して子育て支援を行います。親子一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

対象/乳幼児と保護者 期間/5月~平成24年2月  
時間/10時~11時30分 申込/5月17日(火) 9時~

【北児童センター】 なかよし広場(相の原1丁目3-49 ☎22-2857)

開催日/毎月第4木曜日 定員/なし

【南児童館】 おやこの広場(桑原4丁目6-70 ☎22-3852)

開催日/毎月第4火曜日(11月は第3火曜日)

教材費/1家族年間2,000円 定員/20組(先着順)

### 西児童センター幼児クラブ会員募集

親子のふれあいを大切に、集団遊びを楽しみます。

開催日/毎月第2・4木曜日

対象/平成19年4月~20年3月生まれの3歳児と保護者

教材費/年間2,000円 定員/20組(先着順)

申込/5月17日(火) 9時~

問/西児童センター(松ヶ丘1丁目10-1 ☎22-4677)

各児童館・センターの子育て支援事業や会員募集については、各児童館・センターに来館の上、申込用紙に記入してください。(北児童センターは事前の申し込みは必要ありません。)

### 1歳からの離乳食完了期教室

食べ物をよく噛むこと(そしゃく)は、あごや歯だけでなく、脳の発達にもよい影響を与えます。離乳期の食事は、その基礎づくりとして重要です。離乳食から上手に幼児食に移行するためのアドバイスをを行います。お子さんの健康な歯とからだづくりのために参加してみませんか。

日時/5月27日(金) 9時30分~12時(受付9時15分~9時30分)

場所/保健センター

内容/歯科衛生士と栄養士などのお話(託児あり。離乳食完了期食の試食も用意しています)

対象/平成22年4月・5月生まれの子と親(家族でも可)

定員/25組 先着順(要申込)

参加費/無料

申込・問/健康増進課  
(市役所3階☎内線345・346)



### 乳幼児用品の支援物資を提供します

全国から寄せられた大震災の支援物資の中から、乳幼児用品を必要とする方に提供します。

提供物資/子ども用紙オムツ、粉ミルクなど

日時/5月3日(火)(憲法記念日) 10時~12時

場所/保健センター

ご注意/一世帯に1回の提供とさせていただきます。物資がなくなり次第終了となりますのでご了承ください。

配布量の目安/紙オムツ1袋と粉ミルク1缶

問/健康増進課(☎内線346)



### 金蛇水神社「花まつり」

5月10日~25日に開催される花まつりでは、ばたん園の入園料や送迎バス運賃を無料として開催されます。

問/金蛇水神社(☎22-2672)

## その他各種お知らせ

### 守ろう交通ルール 高めよう交通マナー 交通ルール 守るあなたが守られる

5月11日(水)～20日(金)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。この運動の基本を「子どもと高齢者の交通事故防止」と定めています。また、3つの重点目標を下記のとおり掲げ、運動を展開します。

- ①自転車の安全利用の推進
  - ②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ③飲酒運転の根絶
- 期間中、家庭や職場、地域で、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践について話し合います。

問/生活環境課  
(市役所3階☎内線334)

### 平成22年度(21年度実績) 岩沼市教育委員会点検・評価結果

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成21年度の教育行政の管理および執行の状況について、自ら点検・評価を行いました。結果は次のとおりです。

- 教育委員会の開催等状況について  
⇒15回開催、22議案審議
- 生涯学習の振興について  
⇒おおむね順調と判断
- 地域の文化を大切にする活動の推進について  
⇒おおむね順調と判断
- 生涯スポーツの振興について  
⇒おおむね順調と判断

問/教育総務課  
(市役所5階☎内線553)

### 平成23年4月より国民年金 保険料が変わりました

平成23年度 国民年金保険料(月額)

定額保険料	15,020円
定額+付加保険料	15,420円

問/市民課国民年金係  
(市役所2階☎内線225・226)

### 平成23年4月から 「障害年金加算改善法」が施行

これまで、障害基礎年金の受給権発生時に、すでに生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合で、障害等級が1級または2級の方に加算を行っていました。平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、加算の範囲が拡大され、受給権発生後に、生計を維持する配偶者やお子さんを有することとなった場合も、届出により加算を行うことになりました。詳しくはお問い合わせください。

問/仙台南年金事務所(☎022-246-5114)・市民課国民年金係(☎内線225・226)

### みやぎっこ応援カードが 新しくなりました

15歳未満のお子さんがある家庭を応援するため、県で配布している「みやぎっこ応援カード」(協賛店舗の特典などが得られるカード)が新しくなりました。市内保育所・幼稚園・学校を通して配布していますが、まだ受け取っていない方には、子ども福祉課・保健センター・岩沼みなみプラザで配布します。前回のカードは、3月31日で期限が切れていますので、ご注意ください。

問/子ども福祉課(☎内線394)



### グリーンピア岩沼の5月の営業日と運動教室の開催について

#### 5月の営業日

- ◆日帰り入浴施設 毎週月曜は13時～17時・その他の曜日は10時～17時まで営業
- ◆森のプール・トレーニングルーム 5月3日(火)はゴールデンウィークにつき営業 それ以外の火曜は定休日
- ◆スポーツ施設 休まず営業

6月開催 運動教室 受講者募集

#### ～こちよく汗をかいてリフレッシュ～ 「からだリフレッシュ!運動教室」

元氣なインストラクターと一緒にたっぷりカラダを動かして、心身のリフレッシュを目指します。ストレッチあり、筋トレあり、エアロビクスありの運動教室です。ぜひご参加ください。

日時/6月7日～6月28日の毎週火曜日 計4回  
10時～11時

場所/グリーンピア岩沼 ダンスルーム

講師/芳田 衣里香インストラクター

受講料/1,500円(入場料保険料含む) 定員/20名

申込締切/5月20日(金)

申込・問/グリーンピア管理室

(☎25-5122 平日8時30分～17時)



### 広報係から

“東日本大震災”により、東部沿岸地区に甚大な被害があり、広報4月号の発行を中止せざるを得ない状況となりました。そのような中、災害臨時号として、3/28号と4/15号を発行し、少しでも市民の皆さんへの情報提供を行うよう努めました。今回の広報5月号は、災害情報や市からのお知らせを中心に、特別編集として発行しましたが、4/15号と重複する部分があることをご了承願います。なお、広報6月号以降は、通常の内容にて編集発行に努めたいと思っていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

# 市民図書館が完成 5月28日に開館式

新しい図書館の名称は「岩沼市民図書館」です。先の地震により、施設や開館準備作業に影響を受けましたが、予定どおり5月28日に開館式を行い、皆さまにご利用いただくことにしました。

本を通じ、少しでも被災された皆さまの心の支えにつながれば幸いです。

市民図書館には、三つの機能があります。メインの「図書館」はじめ、文化財などを展示する「ふるさと展示室」、学習スペースとして貸出する「セミナールーム」があります。ご利用に際しては、施設や展示物の一部に被害を受けた箇所もあることから、少しご不便をおかけしますが、安全等の確認を図りながら運営していきます。ぜひご利用ください。

## □開館時間

〔図書館部門〕 火～土曜日 10時～19時  
日曜日 10時～17時

〔ふるさと展示室〕 10時～17時

〔セミナールーム〕 9時～21時30分

## □休館日

毎週月曜日  
年未年始（12月28日～翌年1月4日）  
蔵書・展示関係点検日  
（月1日 別に定める月の3日間  
※セミナールームを除く）

## □セミナールームの利用について

4室、有料、事前申込制です。  
※一定の期間、公民館の利用方法に準じて貸し出します。

問／市民図書館（二木2丁目8-1 ☎24-3131）

## 施設の状況について

市の主な公共施設などについては、現在、以下の状況にあります。

業務再開のめどが立った時点で、改めてお知らせします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市民会館・中央公民館	避難所として使用
総合体育館	避難所として使用
玉浦公民館	被災、復旧中
西公民館	児童センターなど一部運営
陸上競技場	被災、復旧中
市民体育センター	遺体安置所として使用
農村環境改善センター	避難所として使用

下野郷学習館	被災、復旧中
寺島学習館	被災、復旧不可
旧勤労青少年ホーム	援護施設などとして使用
勤労者活動センター	復興活動拠点として使用
老人憩の家	東部地区および西部地区老人憩の家は、被災などにより、当分の間利用不可
老人福祉センター千寿荘	被災により全壊、利用不可

## 人口と世帯

(23年3月末現在)

住民基本台帳人口  
男 21,603人(-126)  
女 22,300人(-99) 計 43,903人(-225)  
転入 214人 転出 337人  
出生 41人 死亡 143人  
世帯数 15,987世帯(-16)  
外国人登録 125人(-1) ( ) 前月比

## 火災と救急

(23年3月中)

〈火災〉 4件 〈救急〉 261件  
建物 2件 交通事故 9件  
車両 1件 急病 146件  
林野 0件 一般負傷 22件  
その他 1件 転院 56件  
その他 28件  
火災 0件

## 市内の交通事故件数

(23年3月末現在)

	3月中	1月～3月	前年累計比
人身事故	13件	45件	-17件
死亡	0人	0人	±0人
負傷者	20人	59人	-11人

(岩沼警察署調べ)